

農地の売買・貸借・転用に関する

Q&A



農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、農業委員会の許可を受けなければなりません。

自分の農地だからといって許可を受けずに売買、転用することはできませんのでご注意ください。

ここでは、よくある質問を例にあげてみました。

Q1

農地を売りたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A1

耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合、農地法第3条による許可申請が必要です。

このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、地域局産業建設課で申請していただけます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。



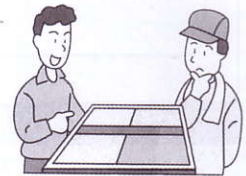
Q2

農地を貸し借りしていましたが、都合により解約することになりました。どのような手続きが必要ですか？

A2

農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合、合意解約書の届出が必要となります。このため、賃貸している方、賃借している方の双方は、地域局産業建設課で届出いただけます。

なお解約するためには、お互いの合意が必要です。



Q3

自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？
また、他人の農地の場合はどうなりますか？

A3

それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は地域局産業建設課で申請していただけます。

なお、申請地が横手市農業振興地域整備計画の農用地区域の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。詳しくは地域局産業建設課へご確認ください。



Q4

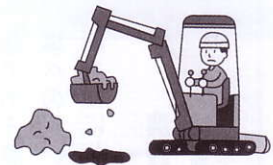
許可を受けずに転用したらどうなりますか？

A4

無断転用すると厳しい罰則があります。

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復が生じます。無断転用した場合は、懲役または300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまい、たとえ使用した業者がいたとしても農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して原状に回復しなくてはならない場合があります。



農業委員会へのお問い合わせは

- | | | | |
|------------------|----------|-----------------|----------|
| ● 本庁(横手地域局横手庁舎内) | ☎35-2172 | ● 大森地域局農業委員会担当 | ☎26-2116 |
| ● 平鹿地域局農業委員会担当 | ☎24-1118 | ● 十文字地域局農業委員会担当 | ☎42-5119 |
| ● 増田地域局農業委員会担当 | ☎45-5515 | ● 山内地域局農業委員会担当 | ☎53-2934 |
| ● 雄物川地域局農業委員会担当 | ☎22-2187 | ● 大雄地域局農業委員会担当 | ☎52-3913 |

(農業委員会担当は各地域局の産業建設課内にあります。)

農業者年金に加入して、 老後に備えましょう!!



加入要件は

- ①年齢要件・・・60歳未満
- ②国民年金の要件・・・国民年金第1号被保険者
- ③農業上の要件・・・年間60日以上農業に従事

*上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

Point 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

Point 2

税制上の優遇措置

- ① 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ② 受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③ 運用益も非課税

Point 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払できます。



※お問い合わせは農業委員会、JAにおたずねください。

全国農業新聞

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 600円
- 申込 農業委員会事務局または地域局産業建設課まで

農業の動きをキャッチ!

全国農業新聞を読んでみませんか!!

- ① まとめて読める! 週刊紙
- ② 分かりやすい農業・農政の解説
- ③ くらしと地域に活力を

編集後記

孫の通う醍醐小学校の校歌の中に「りんごは赤い夕日うけ稔りの田の面に浮かびる…」という歌詞がある。今年も、そんな美しい稔りの秋がそこまで来ている。

先日、りんご園地と田んぼを巡回した。稲穂は出揃い、りんごの実も順調に肥大していた。記録的な豪雪に耐えた樹の力、農家の努力の結晶である。しかし豪雪がもたらした樹体への被害は甚大で、収穫量の大幅減は免れない見込みだ。「平鹿りんご」一三〇年の歴史、果樹農家の底力に期待して早期の生産量回復を願うばかりである。

地域農業、そして生産の基である農地を守るという事への思いを強くして、園地を後にした。

農政情報策定委員
平鹿地区 佐藤 誠一